

北海道告示第10604号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

その関係図書は、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、閲覧に供する。

令和6年（2024年）4月4日

北海道知事 鈴木 直道

1 承認の年月日 令和6年（2024年）4月4日

2 承認を受けた国の官庁

（1）名 称 農林水産省

（2）住 所 東京都千代田区霞が関1の2の1

（3）代表者の氏名 農林水産大臣 坂本 哲志

3 埋立区域

（1）位 置 幌泉郡えりも町庶野1043番及び1044番地先の公有水面

（2）区 域 省略（閲覧図書のとおり）

（3）面 積 4,939.87㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

（1）位 置 幌泉郡えりも町庶野1043番及び1044番地内並びに同番地先の公有水面

（2）区 域 省略（閲覧図書のとおり）

（3）面 積 25,972.31㎡

5 埋立地の用途 漁港施設用地